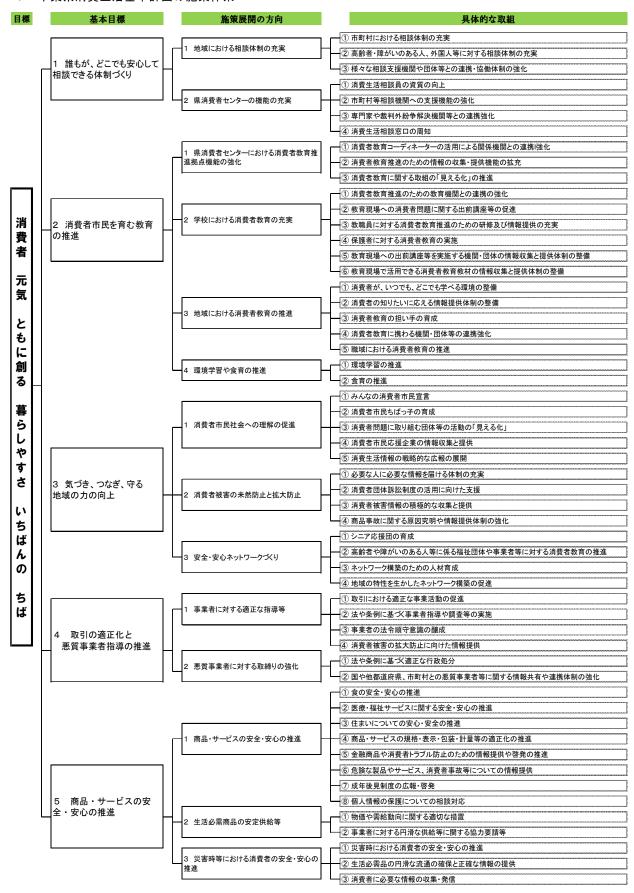
# 第3章 計画の内容

#### 1 千葉県消費生活基本計画の施策体系



#### 2 重点的な課題

○ 地域における消費生活相談体制については、窓口は整備されたものの、相談 員の配置や開設状況等については、未だに地域差があります。

さらに、業務内容等が良く分からないという県民が3割以上という調査結果 もあることから、どこにいても、安心して相談できる体制づくりに向け、県民 に身近な消費生活相談窓口の体制強化と周知を図っていく必要があります。

○ 消費者教育については、未だ十分な認識がされているとは言い難い状況にあります。

しかし、消費者問題の根本的な解決のためには、自らの利益の擁護と増進のため、自主的に判断し、行動することのできる消費者を育成することが不可欠です。

また、近年、消費者には、自らの行動が社会に影響を与えることの自覚や、 人や社会、環境に配慮した消費行動(「エシカル消費」)、持続可能な消費の実 践をするといった役割も求められています。

さらに、民法改正により、平成34年(2022年)4月には、成年年齢が18歳に引下げられることなどから、若年者に対する消費者教育の推進が喫緊の課題となっています。

○ 高齢者からの相談は相対的に高い水準で推移し、認知症等の場合等、自ら被害に気付きにくい傾向がうかがわれるなど、高齢者等の被害防止に向けては、地域の様々な主体が連携した見守り体制の一層の強化が必要です。

また、地域における消費生活に係る課題解決能力の向上に向けては、消費者一人ひとりが、消費者問題に関心を持ち、地域における課題や問題に気付き、解決に向けた取組を実践したり、消費者市民として活動することが求められています。

○ 悪質事業者等への既払者、既払額は依然高水準で推移していることから、 引き続き、事業者に対する指導の強化を図っていく必要があります。

併せて、消費者関連法(消費者契約法、特商法、景表法等)については、様々な改正等が行われていることなどを踏まえ、事業者に対して、理解と周知を促していく必要があります。

○ 食の安全性を欠く事件や表示に関する問題、冷暖房機器からの発火や美容 医療・エステによる健康被害など、日頃利用している商品や製品、サービス による事故が、引き続き発生しており、子供や高齢者などが、商品や サービスに起因する事故に遭うことも少なくありません。

そのため、商品やサービスの安全性に対する消費者の不安に対応するために、 より一層の取組が求められています。

また、地震や豪雨など災害時における消費者の安全・安心の確保にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

#### 3 基本目標と施策の方向性

#### 基本目標1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

- ○地域における相談体制の充実
- ○県消費者センター機能の充実

#### 基本目標2 消費者市民を育む教育の推進

- ○県消費者センターにおける消費者教育推進拠点機能の強化
- ○学校における消費者教育の充実
- ○地域における消費者教育の推進
- ○環境学習や食育の推進

#### 基本目標3 気づき、つなぎ、守る地域の力の向上

- ○消費者市民社会への理解の促進
- ○消費者被害の未然防止と拡大防止
- ○安全・安心ネットワークづくり

#### 基本目標4 取引の適正化と悪質事業者の指導の推進

- ○事業者に対する適正な指導等
- ○悪質事業者に対する取締の強化

#### 基本目標5 商品・サービスの安全・安心の推進

- ○商品・サービスの安全・安心の推進
- ○生活必需商品の安定供給等
- ○災害時等における消費者の安全・安心の推進

# 基本目標1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

#### 取組方針

- 地域における相談体制の格差は依然として残っており、さらに、今後、交付金の削減等による相談体制の後退も懸念されることから、地域の実情を踏まえた効率的な相談体制の強化について検討を進めます。
- 高齢者等が利用しやすい身近な消費生活相談窓口について、その機能も 含め周知を図っていきます。
- 身近な消費生活相談窓口について、住民の信頼性を高めるとともに、相談 することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止にもつながるということ についても、理解を広めていきます。
- 県消費者センターにおいては、高度で広域的な相談に対応する専門性を 高めるとともに、地域における相談窓口への支援機能の強化を図ります。
- 相談を担うことのできる人材の養成と確保に努めます。

#### 施策展開の方向と具体的な取組



#### 1 地域における相談体制の充実

□ 市町村における相談体制の充実

地域における相談体制の格差の解消や、地域における相談体制の充実・ 強化に向け、広域的な連携等、地域の実情を踏まえた効率的な相談体制に ついて、市町村とともに検討を進めます。

また、消費生活相談を担当する職員や相談員に対する研修や情報提供を充実させていきます。

#### □ 高齢者・障害のある人、外国人等に対する相談体制の充実

関係機関と連携し、高齢者や障害のある人、外国人等、相談をすることに何らかの困難を抱えている人にも相談しやすい体制の充実を図ります。 また、それぞれの特性に配慮した情報提供を充実させます。

#### □ 様々な相談支援機関や団体等との連携・協働体制の強化

中核地域生活支援センターや保健所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談支援機関や、相談窓口を有する事業者団体や消費者団体、NPO、警察等との連携強化を図ります。

#### 2 県消費者センター機能の充実

#### □ 消費生活相談員の資質の向上

消費生活相談員の資質の向上に向け、研修の充実や、弁護士等専門家からの助言を受けることのできる機会を確保します。

#### □ 市町村等相談機関への支援機能の強化

県消費者センターが、市町村等相談支援機関からの求めに応じ、適切に助言・指導・情報提供を行う体制を充実します。

特に、ホームページ等Webサイトを充実し、それを活用した 市町村等相談機関支援機能の強化を図っていきます。

併せて、消費生活相談を担うことのできる人材養成に向けた研修・消費 者教育を実施していきます。

また、市町村におけるあっせん等が困難な事案などについては、市町村からの移送を受け県消費者センターが対応し、さらに、必要に応じ、県消費者行政審議会の消費者苦情処理部会\*1を活用していきます。

#### □ 専門家や裁判外紛争解決機関との連携強化

困難事例への適切な対応や迅速な被害救済に向け、弁護士や司法書士等 専門家や、ADR<sup>\*2</sup>を実施している国民生活センター、事業者団体、消費 者団体等との連携を強化します。

#### □ 消費生活相談窓口の周知

県消費者センターや市町村の消費生活相談窓口の具体的な業務や対応、相談することが消費者被害の拡大防止につながるという機能等\*3について、理解と周知を図っていきます。

<sup>※1</sup> 県消費者行政審議会の消費者苦情処理部会は、審議会によりその内部に設置され、消費者からの苦情に 係るあっせん及び調停に関すること等を調査審議する。

<sup>※2</sup> ADRとは、「裁判外紛争解決手続」のこと。国民生活センターでは、紛争解決委員会を設置し、重要消費者紛争(消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要であるもの)について、和解の仲介や仲裁を行っている。

<sup>※3</sup> 消費生活相談窓口に寄せられた相談は、独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センター・市町村消費 生活相談窓口をオンラインで結ぶ「PIO-NET」に集約され、消費者被害の未然防止・拡大防止に活用されている。 そのため、消費生活相談窓口に相談することにより、相談者の被害救済のみならず、消費者被害の拡大防止 につながる。

#### 基本目標2 消費者市民を育む教育の推進

#### 取組方針

- 消費者教育については、消費者被害を防止するための消費生活に関する 知識の提供に加え、消費者の主体的な活動により、消費者市民社会への参画に 関わる基本的な能力を育成していくことが重要となっています。
- 民法改正による成年年齢引下げを踏まえ、若年者への消費者教育の実践は 喫緊の課題として、取り組んでいく必要があります。
- ICT (情報通信技術)の発達などにより、例えばスマートフォンなどを使った送金など、「フィンテック (FinTech)」と呼ばれる革新的な金融サービス提供の動きや、スマートフォンを活用して物やサービス、場所などを多くの人が共有・交換して利用する「シェアリングエコノミー(共有経済)」など、様々な新しいサービス等が急速に広がっていることから、これらを理解し、必要な知識を身に付け、考える力が必要となっています。
- 国においては、2018 年度から 2020 年度の 3 年間を集中強化期間として「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進することとしています。

これを踏まえ、学校や大学等教育現場に対する外部講師や教材等についての情報提供や、教員に対する研修等を充実させていく必要があります。

- 「消費者市民社会」の構築を目指して行動していく消費者を育成するため、 幼児期から高齢期の生涯における、それぞれのライフステージに応じた 消費者教育を、学校、地域、家庭等において、一層取り組んでいく必要があり ます。
- 消費者教育は、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で 受けることができることが必要です。

#### 施策展開の方向と具体的な取組



- 1 県消費者センターにおける消費者教育推進拠点機能の強化
  - □ 消費者教育コーディネーターの活用による関係機関との連携強化 消費者教育コーディネーターを活用し、学校や大学、消費者団体、事業者・ 事業者団体等、消費者教育を担う多様な機関や場をつなぎ、連携の強化を 図ります。
  - □ 消費者教育推進のための情報の収集・提供機能の拡充

消費者教育コーディネーター等を活用し、学校や地域等における消費者教育に関するニーズを把握し、それを踏まえ、消費者教育が適切に実施されるための情報提供を進めます。

また、情報の収集・提供に当たっては、Webサイトを有効に活用していきます。

#### □ 消費者教育に関する取組の「見える化」の推進

消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」等を活用し、 県や市町村、消費者団体や事業者団体等における消費者教育への取組の 「見える化」を進め、様々な団体等の連携・協働の促進、先駆的な取組の 普及等を図ります。

また、消費者教育の取組事例や情報等を集積した消費者教育関連のWeb サイトの整備・充実を図ります。

#### 2 学校における消費者教育の充実

□ 消費者教育推進のための教育機関との連携体制の強化

消費者行政担当部署と教育機関との連携体制を強化し、消費者教育に 関する情報や課題等を共有し、学校において、学習指導要領に基づく消費 者教育を推進します。

#### □ 教育現場への消費者問題に関する出前講座等の促進

教育現場への消費者問題に関する出前講座等の実施を促進し、実践的な消費者教育が実施されるよう、県消費者センターの自立支援講座や、消費者団体・弁護士会等消費者教育の出前講座を実施する団体及びその講座内容等について、教育現場のニーズを踏まえた情報提供を行います。

#### □ 教職員に対する消費者教育推進のための研修及び情報提供の充実

市町村や教育委員会と連携し、教職員に対し、消費者教育の内容や手法についての研修の機会や情報提供を充実させていきます。

#### □ 保護者に対する消費者教育や情報提供の充実

保育所や幼稚園、認定こども園、学校等の協力を得て、保護者に対する 消費者教育の実施や、子供を事故から守るための情報等、消費生活問題に 係る情報提供の充実を図ります。

# □ 教育現場への出前講座等を実施する機関・団体の情報収集と提供体制の 整備

県消費者センターにおいて、教育現場への出前講座等を実施する機関・ 団体の情報を収集し、分かりやすく提供する体制の整備を進めます。

#### □ 教育現場で活用できる消費者教育教材の情報収集と提供体制の整備

県消費者センターにおいて、教育現場で活用できる消費者教育教材の 情報を収集し、分かりやすく提供する体制の整備を進めます。

#### 3 地域における消費者教育の推進

#### □ いつでも、どこでも学べる環境の整備

Webサイトを活用し、消費者教育教材等を利用しやすい形で提供し、 消費者が、いつでも、どこでも学ぶことのできる環境の整備を進めます。 併せて、消費者教育を行う機関や団体の情報を提供し、消費者の学びの 場と消費者教育の担い手を結ぶ場の整備を進めます。

#### □ 消費者の知りたいに応える情報提供体制の整備

Webサイト等を活用し、消費者のニーズに合わせた情報を迅速に提供する体制の整備を進めます。

#### □ 消費者教育の担い手の育成

消費者教育の担い手となる人材を育成するための研修を実施します。また、研修修了後、地域において活動しやすい環境の整備を進めます。

#### □ 消費者教育に携わる機関・団体等の連携強化

情報交換や交流の場の提供等を通じ、消費者教育に携わる教育機関や 消費者団体、事業者団体、専門家等の連携を強化し、活動しやすい環境の 整備を図ります。

#### □ 職域における消費者教育の促進

事業者や事業者団体に対し、消費者教育への理解を深めるための働きかけや、消費者教育教材や講師派遣制度等についての情報提供を行うなど、職域における消費者教育を促進していきます

#### 4 環境学習や食育の推進

#### □ 環境学習の推進

環境を保全し、持続可能な社会を築くため、また、一人ひとりが環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようにするため、環境学習を推進します。

また、環境問題と消費生活や経済活動との関係について理解を深め、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりや、ネットワークづくりを推進します。

#### □ 食育の推進

「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を目指し、生産から消費のプロセスについて意識し、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を推進していきます。

# (参考) 消費者教育の体系イメージマップ

#### 消費者庁作成、平成25年1月公表

	カー・ファイン は		高校生期	成人期				
		初几柳	小十二州	一	同以工物	特に若者	成人一般	特に高齢者
重点	各期の特徴 領域	様々な気づきの体験を 通じて、家族や身の回 りの物事に関心をもち、 それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や 環境への興味を通して、 消費者としての素地の 形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、 権利と責任を理解し、 トラブル解決方法の 理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立 し、消費者市民社会の 構築に、様々な人々と 協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつ も人生での豊富な経験 や知識を消費者市民社 会構築に活かす時期
	消費がもつ 影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持とう	消費をめぐる物と金銭の 流れを考えよう	消費者の行動が環境や 経済に与える影響を考え よう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響を考える習慣を身に 付けよう	生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に 配慮することの大切さを伝え合おう
消費者市民社会の構築	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切に しよう	自分の生活と身近な環境 とのかかわりに気づき、物 の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える 影響を考え、環境に配慮 した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、 ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを実践し よう	持続可能な社会に役立つ ライフスタイルについて伝 え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知 ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び 社会課題の解決や、公正 な社会の形成について考 えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会 課題の解決や、公正な社 会の形成に向けた行動の 場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して 消費者問題その他の社会 課題を解決し、公正な社 会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理 解と危険を回 避する能力	くらしの中の危険や、もの の安全な使い方に気づこ う	危険を回避し、物を安全 に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらし と消費社会を目指すことの 大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし 方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないべらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近 な人に伝えよう	困ったことがあったら身近 な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、 トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解 決の法律や制度、相談機 関を利用しよう
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを 知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の 仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用に ついて理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解 し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない 暮らしの知恵を伝え合おう
生と契約	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、 よく考え、時には我慢する ことをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の 技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的に しよう	主体的に生活設計を立てて みよう 生涯を見通した生活経済の 管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的な くらしを目指して、生活設 計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、 生涯を見通した計画的な くらしをしよう	生活環境の変化に対応し 支え合いながら生活を管 理しよう
情報とメディ	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め 方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の 収集と発信の技能を身に 付けよう	情報と情報技術の適切な 利用法や、国内だけでなく 国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に 利用する習慣を身に付け よう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会の ルールや情報 モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を 守るなど、情報モラルを知 ろう	著作権や発信した情報へ の責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方 や、情報モラル、セキュリ ティについて考えよう	情報社会のルールや情報 モラルを守る習慣を付け よう	トラブルが少なく、情報モ ラルが守られる情報社会 をつくろう	支え合いながら、トラブル が少なく、情報モラルが守 られる情報社会をつくろう
7	消費生活情報 に対する批判的 思考力	身の回りの情報から「な ぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特 徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選 択の方法について学び、 意思決定の大切さ知ろう	消費生活情報を評価、選択 の方法について学び、社会 との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に 吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に 評価して行動しよう	支え合いながら消費生活 情報を上手に取り入れよ う

<sup>※</sup> 本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領と の対応関係を示すものではありません。

# 基本目標3 気づき、つなぎ、守る地域の力の向上

#### 取組方針

- 地域における消費生活に係る課題の解決力の向上に向けては、県民一人 ひとりが、消費者市民としての自覚を持ち、自ら判断し、行動する機運の 醸成を図る必要があります。
- 高齢者等の被害防止に向け、民生・児童委員や地域包括支援センターや 社会福祉協議会、介護事業者、宅配や配食事業者等、地域の様々な主体と連携 した見守り体制の一層の強化が必要です。
- 消費者被害の拡大防止や未然防止に向け、必要な情報が地域の一人ひとり に十分行き渡るよう努める必要があります。
- 地域の課題解決能力を高めるために、消費者問題に係る情報を共有し、 気軽に確認や相談をし合う環境の整備を進める必要があります。
- 民生・児童委員や自治会、婦人会、老人会、商店会などの地域に密着して活動している団体や企業、中核地域生活支援センターや地域包括支援センター等の相談支援機関、消費者団体や消費生活協同組合等、地域において、消費者被害防止に向けた活動の担い手となりうる団体や人材との連携を強化していく必要があります。
- 高齢者の虐待防止ネットワークや、防犯・防災ネットワーク等、地域に おける既存のネットワーク等との連携を含め、地域の実情に応じた消費生活の 安全・安心ネットワークの整備・強化を進める必要があります。

#### 施策展開の方向と具体的な取組



#### 1 消費者市民社会への理解の促進

□ みんなの消費者市民宣言

消費生活に係る講座の受講者等が、今日から消費者市民として取り組むこと等について自ら宣言をすることにより、消費者市民としての自覚を促し、また、それぞれが自らの宣言について情報を発信することにより、消費者市民社会の機運の醸成を図ります。

#### □ 消費者市民ちばっ子の育成

金融広報委員会等と連携し、金銭教育や消費者教育を受けた小学生等が 消費者市民としてこれから気を付けていくこと等を宣言することを促し、 消費者市民ちばっ子の育成を図ります。

#### □ 消費者問題に取り組む団体等の活動の「見える化」

消費者問題に取り組む団体等の情報を収集し、Webサイト等を活用して、分かりやすく、広く情報提供していきます。

#### □ 消費者市民応援企業の情報収集と提供

消費者市民を応援する事業者の情報を収集し、その取組を情報提供することなどにより、事業者における消費者志向経営への取組を促進します。

#### □ 消費生活情報の戦略的な広報の展開

県における広報媒体の活用と併せ、消費者団体や事業者団体、市町村等とも連携し、効果的で、きめ細やかな広報を展開していきます。

#### 2 消費者被害の未然防止と拡大防止

#### □ 必要な人に必要な情報を届ける体制の充実

Webサイト等を活用するとともに、消費者問題に係る情報が届きにくい高齢者等に対しては、顔の見える関係での情報提供を含めて、必要な人に必要な情報を分かりやすく届けることのできる環境の整備を進めます。

#### □ 消費者団体訴訟制度の活用に向けた支援

適格消費者団体等と連携し、消費者団体訴訟制度について、周知や適切な活用を促進します。

#### □ 消費者被害情報の積極的な情報収集と提供

国や市町村、消費者団体等と連携し、消費者被害に係る情報を積極的に 収集、発信し、消費者被害の拡大防止を図ります。

#### □ 商品事故に関する原因究明や情報提供体制の強化

国や民間の専門機関等と連携し、商品事故に関する原因究明や情報提供 体制の強化を図ります。

#### 3 安全・安心ネットワークづくり

#### □ シニア応援団の育成

地域における高齢者等の消費者被害についての気づきや、被害防止に向けて、同年代の高齢者による見守りや情報提供等の取組を促進します。

### □ 高齢者や障害のある人等に係る福祉団体・事業者等に対する消費者 教育の推進

高齢者等の消費者被害防止に向けて、日頃から高齢者に接している福祉 団体や事業者等に対する消費者教育を推進し、見守りネットワークの整備 を促進します。

#### □ ネットワーク構築のための人材育成

地域における消費者被害の防止に向けた安全・安心ネットワークの活動 を担う人材の育成を進めます。

#### □ 地域の特性を生かしたネットワーク整備の促進

市町村や消費者団体・福祉団体、事業者団体等と連携し、既存のネットワークの活用も含め、地域の特性を生かした消費生活の安全・安心ネットワークの整備を促進します。

#### 基本目標4 取引の適正化と悪質事業者の指導の推進

#### 取組方針

- 不当な取引等を無くすためには、消費生活相談を活用し、法や条例に基づき、 適正な指導等を行うとともに、特に悪質な事業者に対しては、迅速かつ厳正な 処分を行うことが重要です。
- 消費者被害の拡大防止のため必要な情報の提供に努めるとともに、特に 高齢者への確実な情報提供の仕組みを整備することが重要です。
- 商取引の広域化等を踏まえ、警察等の関係機関や近隣都県との連携の一層 の充実・強化を図る必要があります。
- 国において特定商取引法、景品表示法等の改正が実施されており、取引の 適正化を進めるために、事業者に対し、適切な情報提供を行うことが必要です。

#### 施策展開の方向と具体的な取組



#### 1 事業者に対する適正な指導等

□ 取引における適正な事業活動の促進 様々な取引において事業活動が適正に行われるよう指導を行います。

#### □ 法や条例に基づく事業者指導や調査体制の強化

法や条例に基づき適正に指導等を実施します。

また、適正な指導等を行うため、近隣都県や警察との連携の強化や、弁護士等専門家による助言などの体制の整備の充実を図ります。

#### □ 事業者の法令遵守の意識の醸成

事業者自身が適正な取引を行うことができるように、事業者団体等と 連携し、事業者向け研修会等の実施に努めます。

#### □ 消費者被害の拡大防止に向けた情報提供

消費者被害の拡大防止に向け、適切かつ迅速な情報提供に努めます。 特に、高齢者への確実な情報提供を図っていきます。

#### 2 悪質事業者に対する取締の強化

□ 法や条例に基づく行政処分の強化

不当な取引等を行う悪質事業者に対しては、法令等の改正により行政処分等取締規定の強化が図られたことから、権限の積極的な行使により、法令 や条例に基づき迅速かつ厳正な処分を行います。

また、広域で活動している悪質事業者に対しては、県警や近隣都県と連携し、より強力な取締りを実施します。

□ 国や他都道府県、市町村との悪質事業者等に関する情報共有や連携体制の 強化

国や関係機関等と連携し、悪質事業者等に対する情報を積極的に収集し、 消費者に提供していきます。

# 基本目標5 商品・サービスの安全・安心の推進

#### 取組方針

- 食品の安全性の確保については、「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、消費者への知識普及や事業者の自主的取組の促進を図るとともに、食品等に係る放射性物質については、引き続き検査を実施して結果を公表するなど、消費者の信頼醸成に努めていきます。
- 消費生活の安全・安心のためには、衣食住をはじめとした生活にかかわる 商品や役務について、幅広く監視指導体制の整備や、表示の適正化、危害防止 に向けた取組を進める必要があります。
- 消費者の安全・安心を確保するためには、商品や役務等による事故を防止するための情報等を適切に提供することが重要です。
- 災害発生時において、生活必需商品の安定供給を図るための措置を講じる とともに、消費者不安に起因する必要以上の買占め行為を防止するため、適切 な情報発信を行うことが必要です。

#### 施策展開の方向と具体的な取組



#### 1 商品・サービスの安全・安心の推進

- □ 食の安全・安心の推進
  - ◆ 食品衛生の維持向上を図るために、食品等事業者の自主衛生管理の 徹底が不可欠であることから、講習会の開催や食品衛生に関する情報の 提供等により自主衛生管理を促進します。
  - ◆ 食品表示にかかわる機関相互の連携を強化し、法令に基づく検査や 監視指導を行うとともに、事業者による適正表示、自主管理体制の構築を 促進します。
  - ◆ 健康食品についても、関係機関が連携して効果的な監視指導を行って いきます。
  - ◆ 千葉県ホームページや、食の安全・安心に関する出前講座、食の安全・ 安心に関するリスクコミュニケーションの開催等を通じて、食品の安全・ 安心に関する情報を発信していきます。
  - ◆ 食中毒の発生や有害物質による汚染食品の流通があった場合、速やかな情報提供に努めます。
  - ◆ 県産または県内で流通する食品の放射性物質検査を実施し、速やかに 情報提供を行います。
  - ◆ 食品の安全の確保を図るため、本県の地域の実情等を踏まえた「食品

衛生監視指導計画」を毎年度作成し、食品等事業者への効果的な監視指導を行うとともに、食品に含まれる添加物・残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー物質等の検査を行い、違反食品等の排除に努め、その結果を公表します。

- 輸入食品については、第一義的には国が安全性を確保するものではありますが、輸入時に検疫所で行う検査に加え、県でも県内を流通する輸入食品について検査し、違反を発見した場合には、国と連携し速やかに違反食品等の排除に努め、食品の安全・安心を確保します。
- ◆ 食肉として流通する家畜・家きんのと畜・食鳥検査等を的確に実施する とともに、と畜場及び食鳥処理場の衛生指導を行い、県内で処理される 食肉・食鳥肉の安全確保に努めます。
- ◆ 専用水道・小規模専用水道等の水道施設に対して安全な飲料水の供給 を確保するため、水質基準の適合、施設の維持管理等について計画的な 監視指導を実施します。
- ◆ 飲用井戸の所有者に対して、定期的な水質検査の実施及び衛生管理の 啓発を図ります。
- ◆ 県営水道の給水区域において、「おいしい水づくり計画」に基づき、 安全でおいしい水の供給を推進します。

#### □ 医療・福祉サービスに関する安全・安心の推進

- ◆ 消費者の生命や健康にかかわる医療サービスについては、特に安全・ 安心の確保が求められていることから、地域における効率的な医療安全 体制の整備を進めます。
- ◆ 医療施設の検査を実施するとともに、医療機関における医療安全管理の ための委員会の設置や、職員研修など医療安全体制の整備を推進します。
- ◆ 院内感染に精通した医師などで構成される院内感染地域支援ネット ワークを構築し、最新の科学的根拠に基づいた院内感染対策を実施します。
- ◆ 医療機関におけるインフォームドコンセントの実践や、患者の求める セカンドオピニオンへの協力等を積極的に推進します。
- ◆ 医薬品の安全性の確保に努めます。
- ◆ 健康危機管理体制を強化するとともに、発生が危惧されている新型 インフルエンザ等対策を強化するなど、健康危機対策の一層の整備を 図ります。
- ◆ 子供、高齢者、障害者への福祉サービスについては、安全・安心の確保 のため、事業者への監査指導等を行うとともに、適切な情報提供に努め ます。

#### □ 住まいについての安全・安心の推進

◆ 住宅について、安心で良質な住宅の維持管理を促進する環境整備を 推進します。

- ◆ 高齢者や、障害のある人、子育て世代や外国人等の区別なく、誰もが 安心して住むことのできる環境づくりを、推進していきます。
- ◆ 建築物の安全確保のため、関係機関・団体と協働で、建築主や建築 技術者等に対して指導等を行うとともに、リフォーム業者や宅地建物 取引業者の資質向上に向けた指導や啓発等を行います。

#### □ 商品サービスの規格、表示、包装、計量等の適正化の推進

適正な商取引を確保し、消費者の適切な商品やサービスの選択の確保を 図るため、各種法令に基づき、商品やサービスの規格・表示・計量等の 適正化を推進します。

#### □ 金融商品や消費者トラブル防止のための情報提供や啓発の推進

- ◆ 多重債務問題について、弁護士会、司法書士会、支援団体や、市町村・ 警察等で構成する「千葉県多重債務問題対策本部」において、行政と関係 団体が一体となって、対策を推進します。
- ◆ 多重債務者の相談対応、生活再建に向けた支援や発生防止に向けた 取組等について、市町村や関係機関と連携・協働して推進していきます。
- ◆ 多重債務問題の防止のため、貸金業者への指導を行います。
- ♦ ヤミ金融の取締りのため、警察との連携を推進します。

#### □ 危険な製品やサービス、消費者事故等、危害防止に向けた情報の提供

- ◆ 法令に基づく製品事故などの消費者の安全に関する情報収集と速やかな情報提供により類似事故の防止に努めます。
- ◆ 電気、ガス、石油機器等による事故の防止を図るため、事業者団体と も連携して正しい使用方法や製品の老朽化による事故を防ぐための事故 情報の収集と速やかな情報提供に努めます。
- ◆ 美容、医療などサービス提供に伴う事故について、関係機関との連携 により、速やかな情報提供に努めます。
- ◆ インターネットを通じてハーブ、アロマ等と称して危険ドラッグが 販売されていることから、違法な製品を販売する業者を取り締まると ともに、薬物乱用防止について県民、とりわけ若者に対する啓発を強化 します。
- ◆ いわゆる「すきま事案」に対しても、消費者安全法に基づく調査制度 を活用し、国とも連携して県民に対する速やかな情報提供に努めます。

#### □ 成年後見制度の広報・啓発

- ◆ 高齢者や障害のある人などが、判断能力が不十分なことにより、 悪質事業者に標的にされるなどの被害が増えていることから、消費生活 相談窓口と、地域包括支援センターや中核地域生活支援センター等との 連携を強化し、成年後見制度や福祉サービス等の円滑な活用につなげる など、権利擁護のための取組を促進します。
- ◆ 高齢者等の権利を擁護し、消費者被害を防止するため、成年後見制度に

ついての広報・啓発を行います。

#### □ 個人情報の保護についての相談対応

個人情報の保護に関する相談について、市町村や認定個人情報保護団体、事業者等他の相談窓口と連携し、消費者の相談に適切な対応を図ります。

#### 2 生活必需商品の安定供給等

#### □ 物価や需給動向等に関する適切な措置

生活必需商品の流通や価格の安定を図るため、必要に応じて調査や情報提供を実施します。

#### □ 事業者に対する円滑な供給等に関する協力要請等

生活必需商品の流通や価格の安定等、円滑な供給を図るため、事業者に対して、必要に応じて協力を求めていきます。

また、事業者による買占め、売り惜しみ行為に関しては、迅速な是正指導を実施します。

高齢者等を中心として日々の買物や病院への通院などに支障を来す「移動困難者」が増加する中、高齢者が今後も住み慣れた地域で生き生きと生活できる環境を整えるため、市町村における仕組みづくりや民間事業者の取組を支援します。

#### 3 災害時等における消費者の安全・安心の推進

#### □ 災害時等における生活必需品の確保のための体制整備

発災直後の生命維持や生活に最低限必要なものの備蓄等を行います。 また、被災者の生活必需品を確保するため、大手流通事業者等と調達確保に関する協定締結による安定供給体制の整備を進めます。

#### □ 生活必需品の円滑な流通の確保と正確な情報の提供

消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買占めを行わないよう、 正確な情報の収集と提供を行います。

#### □ 消費者に必要な情報の収集・発信

災害時等に、正確な情報の収集を行うとともに、利用可能な通信手段 を活用して、生活関連情報の迅速な発信に努めます。

# 第4章

# 事業計画

5つの基本目標を達成するために、現時点で、計画期間中に取り組むこととしている主な事業を、施策展開の方向ごとにまとめ、記載しています。

また、事業については、計画期間中であっても、取組を進める中で 必要な見直しを行います。

なお、事業の記載にあっては、1つの基本目標の中では、施策展開の 方向が異なっても、再掲はしていません。

# 基本目標1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

# 1 地域における相談体制の充実

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	市町村消費者行政 推進事業 くらし安全推進課 県消費者センター	市町村の消費生活相談員及び担当職員に対する 研修や会議を実施し、市町村における消費生活相談 体制の充実・強化を図ります。
2	消費生活相談員等 レベルアップ研修の 実施 県消費者センター	消費生活相談の窓口業務を担う消費生活相談員及び 市町村行政職員に対し、相談に必要な基礎知識や、 事例研究やグループワークなどによる実践的技法の 習得等、相談員の資質の向上を図ります。
3	外国人学生住居アド バイザー事業 国際課	千葉県内で住居探しに苦慮している外国人学生を 支援するため、千葉県から選任された住居アドバイザー (不動産事業者)が、住居に関する情報の提供及び 助言を行います。 アドバイザー選任時に、住居探しの基本事項や重要 事項説明書・契約書の英語・中国語・韓国語版等を 提供します。
4	外国人テレホン相談事 業 国際課	県内在住の外国人が、安全で快適な生活をおくることができるよう、出入国関係から生活一般にかかわる電話相談を実施します。(日本語・英語・中国語・スペイン語)
5	中核地域生活支援 センター事業 健康福祉指導課	24時間365日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13箇所の健康福祉センター所管区域に設置します。また生活困窮者の自立を支援するため、町村部を所管するセンターに包括的な相談支援等を行う支援員を配置します。
6	認知症電話相談の 実施 高齢者福祉課	認知症高齢者を介護する家族の悩み事等の相談に適切に対応するため、電話相談等を実施していきます。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
7	高齢者相談窓口の 設置 高齢者福祉課	県高齢者福祉課内に専門員を配置し、高齢者虐待、 施設での介護、高齢者の悩み事等に関する電話相談を 実施していきます。
8	「ちば国際情報ひろ ば」等を通じた情報 提供 国際課	国際に関する総合サイト「ちば国際情報ひろば」を通じて、県内に暮らす外国人へ生活情報等を提供します。 (HP:日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ドイツ語、タイ語対応)
9	生活ガイドブック「ハローちば」 国際課	生活情報などを PDF ファイル形式でホームページに 掲載し、在住外国人や市町村等の関係機関が必要に 応じて情報を取り出せるようにしています。 掲載内容:緊急事態、各種手続き、教育、労働、 住宅等 (言語:英語、中国語、スペイン語、ハングル、 ポルトガル語、タガログ語、タイ語)
10	消費者行政推進本部 の運営 くらし安全推進課	副知事を本部長とし、関係課長等による「千葉県消費者 行政推進本部」及びその下の関係各課の実務 担当者で構成するワーキングチームを活用し、施策の 総合的かつ効果的な推進を図ります。
11	消費者行政推進 事業 くらし安全推進課	「千葉県消費者行政審議会」の開催等、消費生活の 安定及び向上に関する施策の策定及び実施について 検討し、推進します。 消費者苦情処理部会においては、困難事例等に ついて、調査審議等を行います。

# 2 県消費者センターの機能の充実

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	県 消 費 者 センター 運営事業 県消費者センター	県消費者センターの施設の運営及び消費生活や個人情報に関する相談及び苦情等の処理、商品テストを行います。相談員の研修を定期的に実施し、専門性の向上を図ります。
2	県 消 費 者 センター 情報提供機能の強化 県消費者センター	県消費者センターのホームページ等のウェブサイトを 活用するなど、市町村への情報提供や相談支援 機能の強化を図ります。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
3	消費者センターの 中核的機能の強化 県消費者センター	県消費者センターにおいて、相談員による市消費 生活センターへの巡回訪問や助言を実施します。
4	消費者教育等担い手 育成研修の実施 県消費者センター	消費生活相談や消費者教育・学習等を担うことのできる人材養成のための研修を実施します。
5	消費者行政ネット ワーク事業 くらし安全推進課	国民生活センターのホストコンピュータと県内端末機 (PIO-NET)設置市とをオンラインで結び、地域ネットワークを構成します。
6	消費者行政推進事業 くらし安全推進課	「千葉県消費者行政審議会」の開催等、消費生活の 安定及び向上に関する施策の策定及び実施について 検討し、推進します。 消費者苦情処理部会においては、困難事例等につい て、調査審議等を行います。

# 基本目標2 消費者市民を育む教育の推進

# 1 県消費者センターにおける消費者教育推進拠点機能の強化

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	消費者センターの拠点機能の強化 県消費者センター	県消費者センターにおいて、消費者教育コーディネーターを配置、活用します。
2	消費者教育推進に係 る連携強化 くらし安全推進課 県消費者センター	教育機関や、消費者団体・事業者団体、弁護士や 司法書士等専門家など、消費者教育を担う多様な 機関の連携強化を図るための場や機会を設定します。
3	消費者教育関連 情報の収集 くらし安全推進課 県消費者センター	関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報を収集します。
4	消費者団体ネット ワーク強化・活性化事業 くらし安全推進課 県消費者センター	消費者団体ネットワーク強化・活性化事業で整備した ウェブサイト等を活用し、消費者教育に関連した各種 情報をわかりやすく提供します。

# 2 学校における消費者教育の充実

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	消費者教育啓発事業 (学校における消費者 教育)	教育現場で実践的な消費者教育を実施するため、 会議や教員向け研修会を実施します。
	県消費者センター	
2	消費者教育啓発事業県消費者センター	消費者の自立を支援し、消費者トラブルを未然に防ぐため「消費者自立支援講座」、「サポーター養成講座」等、消費者教育・学習を実施します。 また、被害の拡大防止のため、情報の提供や啓発を行います。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
3	金融広報事業 くらし安全推進課	国、県、金融機関等により構成されている「千葉県金融 広報委員会」と連携して、金銭・金融教育・学習及び 啓発を推進します。
4	消費者教育教材の 提供体制の充実 県消費者センター	消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する 資材の作成や情報収集を行い、わかりやすく提供する 体制の整備を進めます。
5	「親力アップいきいき 子育て広場」 生涯学習課	子供の発達の段階に応じた生活習慣、学習習慣、 食育等も含めた家庭教育に関する知識や手立てを 内容とする「親力アップいきいき子育て広場」をホーム ページ上に開設し、保護者がパソコンや携帯電話を 利用してアクセスすることにより、家庭教育に関する 知識や手立てを学べるようにします。

# 3 地域における消費者教育の推進

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	消費者教育等担い手 育成研修の実施 (再掲) 県消費者センター	消費生活相談や消費者教育・学習等を担うことのできる人材養成のための研修を実施します。
2	消費者教育担い手 人材リスト整備事業 県消費者センター	地域で消費者教育・学習に関する情報提供を行う 消費者教育担い手人材リストを整備し、こうした人材を 活用し、地域における消費者教育・学習の効果的な 推進を図ります。
3	生涯大学校管理運営 事業 高齢者福祉課	高齢者に学習機会を提供している生涯大学校において、消費者生活に関する情報提供等を行います。

# 4 環境学習や食育の推進

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	環境学習の推進 循環型社会推進課	持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりをめざして、講座開催等により、環境学習を推進します。
2	「ちば・ふるさとの 学び」テキストの活用 推進 教育政策課	本県の生物多様性、歴史・文化、食育、防災、産業など、幅広い分野について、自ら学び考えることができる「ちば・ふるさとの学び」テキストを活用して、中学生が郷土を理解し、地域から世界に目を向けることのできる教育を推進します。
3	ちばエコスタイル 循環型社会推進課	ものを大切にするライフスタイル「ちばエコスタイル」への転換に向けて、身近にできる様々な環境にやさしい取組を、広く提唱していきます。  「ちばレジ袋削減エコスタイル」 レジ袋削減を全県的に推進します。  「ちば食べきりエコスタイル」 食べ残しを減らす3R行動の実践を呼び掛けます。  「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」 使い捨て容器に替わり、繰り返し使える水筒や飲料ボトル等の利用を促進します。
4	ちば食育活動促進 事業 安全農業推進課	県民が、生産から消費のプロセスについて意識し、 食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう 食育を進めるとともに、県民が各世代で必要な食に 関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生 活が実践できるよう、「第3次千葉県食育推進計画」に 基づき、食育推進運動を展開します。
5	いきいきちばっ子 食育推進事業 学校安全保健課	県食育推進計画の策定を受け、「学校における食育の 推進」のための施策を実践します。

# 基本目標3 気づき、つなぎ、守る地域の力の向上

# 1 消費者市民社会への理解の促進

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	消費者教育啓発事業(再掲)	消費者の自立を支援し、消費者トラブルを未然に防ぐ ため「消費者自立支援講座」、「サポーター養成講座」 等、消費者教育・学習を実施します。 また、被害の拡大防止のため、情報の提供や啓発を 行います。
2	金融広報事業(再掲) くらし安全推進課	国、県、金融機関等により構成されている「千葉県金融広報委員会」と連携して、金銭・金融教育・学習及び啓発を推進します。
3	消費者団体ネット ワーク強化・活性化事業(再掲) くらし安全推進課 県消費者センター	消費者団体ネットワーク強化・活性化事業で整備した ウェブサイト等を活用し、消費者教育に関連した各種 情報をわかりやすく提供します。

# 2 消費者被害の未然防止と拡大防止

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	安 全・安 心 ネット ワーク会議 くらし安全推進課	安全・安心ネットワークを構成する主な団体等が、情報 や意見を交換するための会議を開催し、ネットワークの 活性化を図ります。
2	適格消費者団体等の 設立支援 くらし安全推進課	適格消費者団体や特定適格消費者団体としての認証 を受けるために必要な活動実績などの要件を整える ために実施する活動経費等の支援を行います。
3	県消費者センター 運営事業(再掲) 県消費者センター	県消費者センターの施設の運営及び消費生活や個人情報に関する相談及び苦情等の処理、商品テストを行います。相談員の研修を定期的に実施し、専門性の向上を図ります。

# 3 安全・安心ネットワークづくり

No.	事 業 名 担 当 課	事業内容
1	高齢者等見守り講座の 実施 県消費者センター	地域の見守りネットワークの整備を促進するため、地域で活動する自治会役員や民生委員、ケアマネージャー、介護ヘルパー等に対し消費者被害防止に向けた研修を実施します。
2	見守りネットワークの整 備支援 高齢者福祉課	高齢者の安否確認や見守り活動等を行うことができるよう、民生委員や児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、老人クラブ、自治会、ライフライン事業者、小売業者等の様々な地域資源の協働による、高齢者の日々の暮らしを見守るネットワークづくりを支援します。
3	ちばSSK(しない・させない・孤立化)プロジェクトの普及啓発 高齢者福祉課	高齢者が孤立することのないよう、孤立化防止のDVD の作成やシンポジウムの開催等の周知・啓発、民間 事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会 等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を 通じ、地域の支え合い活動をひろめます。
4	認知症サポーターの 養成 高齢者福祉課	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の方や その家族を地域全体で支える環境づくりの一つと して、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者と なる「認知症サポーター」を市町村と連携して養成して いきます。
5	キャラバン・メイトの養成 高齢者福祉課	「認知症サポーター」を養成するための講師役であり、 また、認知症の方を地域で支えるリーダーとしての 役割を期待されている「キャラバン・メイト」を養成して いきます。
6	認知症高齢者を介護する家族への支援 高齢者福祉課	認知症高齢者を介護する家族に対し、認知症の知識、精神面での支援や認知症介護技術の向上を図るため、地域包括支援センターと連携した「家族交流会」を開催し、各地域における家族同士の話し合いの場づくりを働きかけていきます。
7	地域安全活動の円滑な 推進 生活安全総務課	広報ビデオや寸劇等を活用した参加・体験型の防犯 講話を実施します。

# 基本目標4 取引の適正化と悪質事業者の指導の推進

# 1 事業者に対する適正な指導等

No.	事 業 名 担 当 課	事業内容
1	事業者指導事業 (特商法、景表法、割販 法、ゴルフ場等会員契約 適正化法関係) くらし安全推進課	事業者指導に関する各法に基づき必要な現地調査、報告徴収、立入検査、事業者指導、処分等を行い、事業者に関係法の趣旨を説明するなど違反行為の未然防止を図るとともに、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。
2	事業者団体等と連携した事業の適正化や活性 化に対する情報提供 くらし安全推進課	事業者団体等との連携や各種会議等の機会を活用 して、事業の適正化や活性化に向けた情報提供等 を実施します。
3	広域連携の推進 (特商法関係) くらし安全推進課	五都県悪質事業者対策会議(埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・静岡県)を活用し、事業者指導 における広域連携を推進します。
4	広域連携の推進 (景表法関係) くらし安全推進課	五都県広告表示等適正化推進協議会(埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・静岡県)を活用し、事業 者指導における広域連携を推進します。
5	事業者指導事業 (消費生活用製品安全法・ 家庭用品品質表示法・消 費者安全法) くらし安全推進課	関係法令に基づき市町村が実施した立入検査等の 状況の把握を行うとともに、県所管の立入検査等に ついて、適正に対応します。
6	事業者指導事業 (食品表示等の適正化に 向けた指導) くらし安全推進課	食品表示等を含めた商品・サービスの品質や価格 等について、実際のものよりも著しく優良又は有利と 見せかける表示を行った事業者や関係団体に対し、 適正な指導を行います。

# 2 悪質事業者に対する取締りの強化

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	犯罪抑止総合対策の 推進 生活経済課	高齢者が被害に遭いやすい悪質商法等に対する 対策を推進します。

# 基本目標 5 商品・サービスの安全・安心の推進

# 1 商品・サービスの安全・安心の推進

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	千葉県食品等安全· 安心協議会 衛生指導課	消費者、食品関連事業者、学識経験者を構成員と する協議会を開催し、食品等の安全・安心の確保に 関する事項の調査審議を行います。
2	庁内関係各課への 情報共有 衛生指導課	「千葉県食の安全・安心対策会議」を通じ、食品等の安全・安心に関する取組み等について、情報共有を図ります。
3	リスクコミュニケーション の開催 衛生指導課	食の安全・安心に関する関係者間の情報や意見の 交換を行うリスクコミュニケーションを開催します。
4	パンフレット等による 食品衛生の意識啓発 衛生指導課	各種パンフレットを通じた食中毒予防、食品の衛生 管理、食品表示等の食品衛生に関する知識の 普及、意識の啓発を行います。
5	ちば食の安全・安心 出前講座 衛生指導課	食品衛生に関する講習会を希望する消費者等からの依頼を受けて出張講義を実施します。
6	食品衛生県民ダイヤル 等による相談 衛生指導課	「食品衛生県民ダイヤル」及びホームページ「食の安全・安心電子館」による県民からの相談等に対応します。
7	食中毒注意報・警報の 発令による注意喚起 衛生指導課	プレス発表、保健所、関係団体等を通じた食中毒注 意報・警報の発令の情報提供による食中毒予防の ための注意喚起を行います。
8	千葉県GAP推進事業 安全農業推進課	「GAP」(農業生産工程管理)は、農業生産における食品安全、環境保全等の持続可能性を確保し、より良い農業を実現するための取組です。 農業経営の効率化や生産力強化に加え、消費者や実需者の信頼確保につながる「GAP」の取組拡大を支援します。 ※「GAP」(農業生産工程管理)…農業における、食品安全・環境保全・労働安全などの生産工程を、点検・記録・評価する改善活動。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
9	食品表示等適正化事業(相談窓口) 安全農業推進課	食品表示相談窓口を設置し、県民からの相談等に対応します。
10	HACCP の導入促進 衛生指導課	監視指導や講習会等を通じ、営業者への HACCP による衛生管理手法の普及を図ります。
11	食品衛生推進員制度 による衛生思想の普及 衛生指導課	「食品衛生推進員」への講習会の実施、食品衛生推進により、各地域に対する衛生思想の普及を図ります。
12	食品等事業者の自主 的衛生管理の促進 衛生指導課	食品等事業者への監視指導、講習会を実施します。
13	食中毒予防対策 衛生指導課	講習会等を通じた食中毒予防のための知識の普及・啓発を行います。
14	食中毒予防パレードに よる啓発 衛生指導課	(公社)千葉県食品衛生協会との協働による食中毒 予防パレードによる食中毒予防の啓発を行います。
15	食品の自主回収情報 の提供等の取組の促進 衛生指導課	食品関連事業者が行う消費者への自主回収に関する情報提供を支援するため、自主回収情報を 県ホームページに掲載します。
16	健康食品等の表示 指導 健康づくり支援課	食品表示法・健康増進法に基づく表示を行う者に 対する適正表示の啓発、指導を実施します。
17	食品表示等適正化事 業(食品表示法) 安全農業推進課	食品表示法に基づき、食品販売店等に対し、巡回指導等を実施し、適正表示の啓発・指導を行います。
18	食品表示等適正化 事業(米トレーサビリティ 法) 安全農業推進課	米トレーサビリティ法に基づき、米及び米加工品の 取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達につい て、事業者等に対し啓発・指導を行います。
19	関係者に対する衛生意 識向上の普及・啓発 水産課	産地卸売市場関係者、水産物直売所、水産加工業者へ衛生管理情報を提供し、指導を行います。
20	学校栄養職員研修及 び栄養教諭研修 学校安全保健課	学校栄養職員研修及び栄養教諭研修において、 衛生管理を含めた講義・現場研修を行います。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
21	学校給食衛生管理 指導 学校安全保健課	年間を通じて、研修会で衛生管理について、栄養教諭・学校栄養職員へ指導を行っており、さらに教育事務所・市町村教育委員会給食担当者等への食中毒発生防止及び食物アレルギー連絡会議を10月に実施します。
22	食品表示の適正化に 向けた取締り 生活経済課	食品の衛生関係事犯や産地等偽装表示事犯等に 対する取締りを実施します。
23	重大な食中毒発生時 の関係機関への情報 提供 観光企画課	飲食を提供する観光関係施設及び観光関係団体への迅速な情報提供を行います。
24	農薬安全使用・リスク 管理推進事業 安全農業推進課	農薬管理指導士の養成・認定、安全使用の啓発活動等を行います。
25	環境にやさしい農業推 進事業 安全農業推進課	環境負荷軽減と本県農業の持続的発展のため、「ちばエコ農業」や「エコファーマー」の認定など各種制度の運営、ホームページによる栽培情報の開示を推進するとともに、栽培技術の普及と取組拡大を支援します。
26	家畜防疫事業畜産課	家畜伝染病及び家畜の伝染性疾病の発生予防・ まん延防止のための検査及び農家指導を行い ます。
27	「ちばエコ農産物」 販売協力店設置促進 事業 流通販売課	自然環境への負荷を軽減して生産された「ちばエコ 農産物」を販売している店舗数の拡大を行い、「ちば エコ農産物」の魅力を積極的にアピールしてもらい、 消費者に対して需要の喚起・購買意欲の増大を図り ます。
28	米 飯 給 食 及 び 県 産 農産物活用の推進 学校安全保健課	関係諸機関・部局との連携・協力により、米飯給食の推進、県産農産物食材の活用促進を図ります。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
29	事業者団体等と連携した事業の適正化や活性 化に対する情報提供 (再掲) くらし安全推進課	事業者団体等との連携や各種会議等の機会を活用 して、事業の適正化や活性化に向けた情報提供等 を実施します。
30	水産物販売流通消費 総合対策事業 (水産物産地づくり対策 事業) 水産課	特徴ある県産水産物を認定し PR することにより、 販売促進と県のイメージアップを図ることを目的と した千葉ブランド水産物の認定及びブランド化に 向けた取組の支援を行います。
31	水産物販売流通消費 総合対策事業 (水産物消費·食育対策 事業) 水産課	県民が「食」の大切さを実感し、食材の持つおいしさ・栄養とそれを供給する水産業に関する理解を 深めるため、魚食普及及び「食育」を推進します。
32	漁場環境総合監視推進事業 漁業資源課	アサリ等の貝毒検査を実施し、貝毒の量が規制値を 超えた場合には関係漁業協同組合に出荷の自主 規制を要請します。
33	魚類防疫対策事業 漁業資源課	水産用医薬品(動物用医薬品)の適正使用を指導するとともに、出荷予定の養殖魚に対する水産用 医薬品の残留検査を実施します。
34	「ちば・ふるさとの 学び」テキストの活用推 進(再掲) 教育政策課	本県の生物多様性、歴史・文化、食育、防災、産業など、幅広い分野について、自ら学び考えることができる「ちば・ふるさとの学び」テキストを活用して、中学生が郷土を理解し、地域から世界に目を向けることのできる教育を推進します。
35	食品営業施設における 監視指導 衛生指導課	千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業 許可施設等に対する監視指導を実施します。
36	夏期、年末における 食品営業施設の監視 指導 衛生指導課	夏期及び年末において、食品営業施設に立ち入り、 施設や取扱食品の衛生管理、食品表示に関する 監視指導を実施します。
37	違反・不良食品の排除 衛生指導課	監視指導、検査、他自治体との連携により、違反・ 不良食品を排除します。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
	食品等の検査	県内で流通、生産又は販売される食品等について 以下の検査を実施します。
38	衛生指導課	①加工食品等の検査 ②輸入食品の検査 ③県産農畜水産物の残留物質検査 ④アレルギー物質検査 ⑤遺伝子組換え食品検査
39	食品の放射性物質 検査事業 衛生指導課	食品の放射性物質検査を実施します。
40	農林水産物の放射性 物質検査 農林水産政策課 安全農業推進課 畜産課・森林課 漁業資源課	国が策定した「検査計画・出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、県の検査計画を作成し、農林水産物の放射性物質検査を実施します。
41	病原微生物による汚染 実態調査 衛生指導課	病原微生物による汚染実態調査のための食品検査を実施します。
42	BSEスクリーニング 検査 衛生指導課	24か月齢以上で原因不明の神経症状又は全身 症状を呈する牛を対象としたBSEスクリーニング 検査を実施します。
43	国及び関係自治体との 連携による食中毒拡大 防止 衛生指導課	国及び関係自治体との連携による食中毒(疑いを含む)にかかわる調査を実施します。
44	農薬安全使用・リスク 管理推進事業 (立入検査) 安全農業推進課	農薬取締法に基づき、生産者・農薬販売店への立入検査を実施します。
45	畜産物生産衛生確保 事業 畜産課	畜産生産物の安全性を確保するための検査・指導の実施、動物由来感染症の調査・まん延防止を図ります。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
46	牛海綿状脳症検査 事業 畜産課	48ヶ月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を 実施します。
47	動物薬事·獣医療体制 整備促進事業 畜産課	動物用医薬品製造・販売施設への監視・指導や、不良動物用医薬品の有無についての検査を行います。
48	学校給食用食材料 安全点検 学校安全保健課	学校給食に使用する食材の安全性確保のため、 県立特別支援学校・県立中学校の学校給食及び 県立高校の寮食で使用している食材や加工品に ついて抜き取り検査(細菌検査・理化学検査等)を 実施します。
49	学校給食用パンの品質 調査 学校安全保健課	「公益財団法人千葉県学校給食会」と共催で、学校給食用パンの品質調査を行います。
50	県立学校給食従事者 等の腸内細菌検査 学校安全保健課	学校給食衛生管理基準に従い、県立学校給食 従事者等の腸内細菌検査を年間を通じて月2回、 ノロウィルスの高感度検査を10月から3月の6カ月間 にわたり月1回実施します。
51	水道施設管理事業 薬務課	飲料水の安全を確保するため、専用水道・小規模 専用水道等の水道施設への監視指導を実施しま す。
52	飲用井戸等の衛生 対策事業 薬務課	飲用井戸の衛生管理について指導・啓発を行います。
53	第2次おいしい水づくり 計画 水道局水道部計画課	国の定める水質基準よりも高い水準の水質目標を設定し、その目標達成に向けた技術的な取組を行い、お客様に積極的にアピールしていくとともに、お客様にも協力していただきながら施策に取り組んでいきます。
54	医療提供体制の整備 医療整備課	小児医療・周産期医療・救急医療等における体制 整備を進めるとともに、病院と診療所の連携強化な ど、地域における医療提供体制の整備を図ります。
55	医療監視事務 医療整備課	病院等の医療機関の検査を実施し、指導します。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
56	院 内 感 染 地 域 支 援 ネットワーク事業 医療整備課	院内感染地域支援ネットワークを構築し、医療機関 内の院内感染の対策を推進します。
57	介護老人保健施設の 運営指導 医療整備課	介護老人保健施設に対し、指導、監督を行います。
58	介護保険施設等の 運営指導 高齢者福祉課	介護保険施設及び介護保険サービス事業者に 対し、指導・監査等を行います。
59	薬事監視指導事業 薬務課	医薬品等の製造業・製造販売業及び薬局等の監視 指導を行い、医薬品等の品質、有効性及び安全性 の確保を図ります。
60	新型インフルエンザ 対策事業 健康福祉政策課 疾病対策課	発生が危惧されている新型インフルエンザ対策を 行います。
61	有料老人ホームの適正 な運営指導 高齢者福祉課	改正した「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、無届施設に対して有料老人ホームとして届出するよう指導の徹底を図っていきます。 また、有料老人ホームに対する指導監査や立入検査を実施し、管理運営状況等について適切に指導していきます。
62	児童福祉施設の運営 指導 児童家庭課 子育て支援課	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、母子 生活支援施設に対し、指導・監督を行います。
63	認 可 外 保 育 施 設 の 運営指導 子育て支援課	「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、指導・ 監督を行います。
64	高齢者福祉施設の 運営指導 高齢者福祉課	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に対して、指導監査や立入検査を実施し、管理運営状況を的確に把握するとともに、指導・助言等を行い、入所者や職員の処遇改善を図っていきます。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
65	地域包括支援センター職員研修事業高齢者福祉課	地域住民の保健・福祉・医療の向上、増進のために 必要な援助、支援を包括的に担う機関として市町村 が設置する地域包括支援センターの業務が円滑に 行われるよう地域包括支援センターの職員や介護 予防給付のケアマネジメントを行う者等を対象とする 研修を行っていきます。
66	中核地域生活支援セン ター事業(再掲) 健康福祉指導課	24時間365日体制で、制度の狭間にある人や 複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村 等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び 権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内 13箇所の健康福祉センター所管区域に設置し ます。 また生活困窮者の自立を支援するため、町村部を 所管するセンターに包括的な相談支援等を行う 支援員を配置します。
67	日常生活自立支援事業 健康福祉指導課	認知症の高齢者等の自立した地域生活と権利擁護を図るため、各市町村社会福祉協議会において、 福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の 支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。
68	医療安全相談センター の運営 医療整備課	「千葉県医療安全相談センター」において、医療に 関する相談に対応するほか、医療機能情報の提供 や、研修を実施します。
69	小児救急電話相談 事業 医療整備課	小児救急に関する電話相談を365日体制で実施します。
70	医療情報提供事業 医療整備課 薬務課	県民が適切に医療機関・薬局を選べるよう、医療機関・薬局の機能情報を県が集約してインターネットを通じて県民に公表します。
71	千葉県福祉施設等 総合情報提供システム の運営 健康福祉指導課	福祉施設等を利用しようとする人に、各福祉施設等が登録した詳しい情報をインターネットにより、リアルタイムで提供します。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
72	指導監査・介護 サービス情報の 公表・第三者評価 健康福祉指導課	社会福祉法人に対する指導監査を実施するとともに、福祉サービスの第三者評価や介護サービス情報を提供します。
73	障害者・児福祉施設等 の運営指導 障害福祉事業課	障害者(児)福祉施設及び障害福祉サービス事業 者に対し、指導・監査等を行います。
74	介護保険のサービス 提供事業者情報の 提供 高齢者福祉課	利用者及び事業者に対し、広く介護保険サービス 提供事業者の情報を公表するための情報整備を 図っていきます。
75	千葉県介護保険 苦情処理業務支援 事業費補助金 高齢者福祉課	「介護保険法」上の苦情処理機関に位置づけられる 「国民健康保険団体連合会」に対し、苦情処理に 要する経費の一部を助成し、苦情や相談への対応 の円滑化を図っていきます。
76	薬事アドバイザー         設置事業         薬務課	薬事アドバイザーを設置し、医薬品等に関する相談や啓発を行います。
77	医薬品等適正使用推 進事業 薬務課	医薬品等の適正使用を推進するため、医薬品等に 関する情報の提供を適切に行うとともに、パンフレットや講習会等により県民に対して医薬品の正しい 知識の普及啓発を図ります。
78	千葉県建築行政 マネジメント計画 建築指導課	建築物の安全性向上に向けて、各特定行政庁との 連携のもと、建築規制制度の実効性確保に向けた 施策や建築物の適切な維持管理推進などの施策に 取り組みます。
79	建設業者に対する 指導 建設・不動産業課	建設事業者に対し、建設業法の遵守徹底を図るため、立入検査や指導などを行います。
80	宅地建物取引業者に 対する指導 建設・不動産業課	宅地建物取引業者に対し、立入検査や指導などを 行います。
81	住まい情報プラザ 業務事業 住宅課	住情報提供窓口「住まい情報プラザ」で県民の相談等に応じます。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
82	住宅リフォーム環境の 整備 住宅課	県民が安心して住宅のリフォームを行うことができる 環境の整備を図るために、「県民向け住宅リフォーム 講習会及び相談会」、「住宅リフォーム事業者向け 講習会」を開催します。
83	サービス付き高齢者 向け住宅の供給促進 及び情報提供 住宅課	高齢者が安心して住み続けられるよう、介護事業所等との連携が図られているなど、より良質なサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合に、国の補助に加え、県単独の上乗せ補助を行い、登録戸数の増加を図ります。また、登録された住宅の情報をインターネット等で広く提供し周知に努めます。
84	千葉県あんしん賃貸 支援事業 住宅課	高齢者等のうち民間賃貸住宅の家賃等を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方に対する不当な入居制限を解消するため、高齢者等の住まい探しの相談に協力する不動産店(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)や高齢者等の入居を支援する団体(千葉県あんしん賃貸支援団体)についての情報を登録し、登録情報をインターネット等で広く提供していきます。
85	建設工事紛争相談 建設・不動産業課	建設工事の請負契約に関するトラブルについて、発注者、請負業者等の相談に応じ、トラブル解決の手法等について専門家(弁護士・建築士)によるアドバイスを提供します。
86	宅地建物取引相談 トラブル未然防止 対策 建設・不動産業課	宅地建物取引業にかかわるトラブルについての相談を受け、トラブルの解決を図るための法律相談業務及び、契約をする前に消費者に不動産取引に対する知識を持ってもらい、トラブルにあわないようにするための冊子を無償で配布します。
87	福祉ふれあいプラザの 運営(介護実習センター) 高齢者福祉課	千葉県福祉ふれあいプラザの介護実習センターで、 高齢者等が暮らしやすい住環境の整備の促進に 寄与することを目的として、高齢者の住宅改修に 関する研修や相談、福祉機器展示会等を実施して いきます。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
88	外国人学生住居アドバ イザー事業(再掲) 国際課	千葉県内で住居探しに苦慮している外国人学生を 支援するため、千葉県から選任された住居アドバイ ザー(不動産事業者)が、住居に関する情報の提供 及び助言を行います。アドバイザー選任時に、住居 探しの基本事項や重要事項説明書・契約書の 英語・中国語・韓国語版等を提供します。
89	計量に係る立入検査 事業 産業振興課	正確な計量及び消費者保護を目的として、精肉・鮮魚・青果等の計量販売を行う店舗並びに計量 関係事業所へ立入検査を実施し、適正な計量を 確保します。
90	計量正確強調月間事業 産業振興課	適正な計量の確保を目的として、市町村と協力して 消費者に対する計量思想の普及・啓発を行うととも に、関係事業所等に対し表彰や講習会等を実施 します。
91	多 重 債 務 問 題 対 策 強化事業 くらし安全推進課	「千葉県多重債務問題対策本部」を中心としてキャンペーンの実施や広報紙を活用しての相談窓口等の啓発を行うとともに、個別の多重債務者対策として相談体制の強化及び無料相談会等を行います。
92	貸金業指導事業 くらし安全推進課	貸金業法に基づき、貸金業者の登録、指導・監督、 債務者等からの苦情・相談、広報・啓発を実施 します。
93	ヤミ金融撲滅に向けた 取締り 生活経済課	ヤミ金融に対する取締りを実施します。
94	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正 化に関する法律に 基づく保安指導事業 (液化石油ガス立入 検査) 産業保安課	液化石油ガスによる災害事故の防止と取引の適正 化を図るため、販売事業者等へ立入検査を実施し ます。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
95	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく保安教育事業(液化石油ガス保安教育講習)産業保安課	販売事業者等を対象として、最近の法改正や事故の状況など LP ガスの保安に関する知識の向上等、災害防止のために必要な事項を周知するため、関係団体の主催する液化石油ガス保安教育講習会の開催に協力します。
96	旅行業者に対する 立入検査 観光企画課	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全 の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、必要 な限度において、旅行業者等へ立入検査を実施し ます。
97	優良県産品の推奨 及び普及宣伝(千葉県 優良県産品推奨協議会) 観光企画課	優良県産品の推奨認定、普及宣伝を行う「千葉県優良県産品推奨協議会」の事業を支援します。
98	千葉県優良県産品の 推奨 観光企画課	地場産業の振興と生活安全の向上を図るため、優良県産品の推奨及び普及宣伝を行う「千葉県優良県産品推奨協議会」が行う事業に対して、その経費の一部を負担します。
99	伝統的工芸品産業 振興事業 観光企画課	県内の伝統的工芸品を地場産業として育成するため、千葉県伝統的工芸品の指定、広報、販売促進 事業、後継者育成事業等を行います。
100	「(公財)千葉県生活衛 生営業指導センター」 や生活衛生同業組合と 連携した取組 衛生指導課	「(公財)千葉県生活衛生営業指導センター」や 生活衛生同業組合と連携し、消費者サービスの 向上や、衛生水準の確保等、生活衛生関係業者の 取組を促進します。
101	環境衛生施設等の 監視・指導 衛生指導課	理容・美容所やクリーニング店、公衆浴場等環境衛生施設の監視・指導を実施します。
102	家庭用品安全対策事業 薬務課	有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、試買検査を実施します。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
103	青少年非行防止対策 事業 県民生活·文化課	青少年が社会生活を送る上で必要な規範意識や 適正な社会観を育み、青少年が加害者にも被害者 にもならないようにするために啓発を行います。
104	青 少 年 ネット被 害 防止対策事業 県民生活・文化課	少年をインターネット上のトラブルや、いじめ、非行 行為、犯罪被害等から守るため、青少年の利用 頻度の高いサイトを監視し、関係機関へ情報を提供 するとともに、インターネットの適正利用に関する 啓発を行います。
105	消費者教育啓発 事業(成年後見制度の 広報) 県消費者センター	関係機関と連携しながら、県消費者センターにおいて成年後見制度の広報・啓発を行います。
106	県 消 費 者 センター 運営事業(再掲) 県消費者センター	県消費者センターの施設の運営、及び消費生活や 個人情報に関する相談及び苦情等の処理、商品 テストを行います。相談員の研修を定期的に実施 し、専門性の向上を図ります。
107	県における個人情報の 保護 審査情報課 関係各課	県が保有する個人情報について、千葉県個人情報 保護条例に基づいた適切な取扱いが確保されるよう、規程の整備や関係各課に対する周知等を行うと ともに、関係各課において、個人情報の取扱いに 関する相談等に適切に対応します。

# 2 生活必需商品の安定供給等

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	消費者行政推進事業 (安定供給) くらし安全推進課	物価や需給動向等に対し、適切な対応ができる体制の整備を図ります。 また、事業者に対し必要に応じ、適切な対応ができるよう協力要請等を行います。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
2	超高齢社会に対応 した移動困難者調査・ 対策事業 政策企画課	地域公共交通機関や商店街が衰退し、高齢者等を中心として日々の買物や病院への通院などに支障を来す「移動困難者」が増加する中、高齢者が今後も住み慣れた地域で生き生きと生活できる環境を整えるため、市町村における仕組みづくりや民間事業者の取組を支援します。
3	福祉タクシーの導入の 促進 健康福祉指導課	高齢者や障害者など、移動に困難を伴う人の交通 手段の確保充実を図るため、福祉タクシー車両の 導入に必要な経費を助成します。
4	誰にもやさしいまちづくりの推進 健康福祉指導課	「ちばバリアフリーマップシステム」の充実を図り、 バリアフリー情報の提供を行うとともに、福祉のまち づくりの普及・啓発を図ります。
5	「道路の移動等円滑化 整備ガイドライン」等に 基づくバリアフリー化の 推進 道路整備課 道路環境課	「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。

# 3 災害時における消費者の安全・安心の推進

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
1	災 害 発 生 時 等 の 相談体制の整備 県消費者センター	職員及び消費生活相談員等の緊急時の情報連絡 網を整備します。 また、災害時の相談体制の整備に努めます。
2	市町村の相談体制の 支援 県消費者センター	被害を受けた市町村の相談体制のバックアップに努めます。
3	停電時の電話回線の 確保 県消費者センター	県消費者センターの全ての電話回線を停電対応 電話とし、相談者からの対応に備えます。

No.	事 業 名 担 当 課	事 業 内 容
4	災害時における生活 安全の安定を図るため の基本協定書 くらし安全推進課	災害時における生活安全の安定を図るため、 「千葉県生活協同組合連合会」との協定を締結 し、有事に応急生活物資の調達・安定供給等を 図ります。
5	備蓄物資整備事業 危機管理課 防災政策課	平成 25 年 1 月策定の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に基づき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水等を計画的に整備します。
6	災害時における応急 生活物資等の供給に 関する協定書 産業保安課	県と「一般社団法人千葉県LPガス協会」で協定を 締結し、県からの要請に応じ液化石油ガス、カセットコンロ、カセットコンロ用ガスボンベの供給可能な 体制を整備します。
7	災害発生時の健康危機 管理体制強化推進 事業 健康福祉政策課	災害発生時の健康危機管理体制の強化を図ります。
8	生活関連情報の収集と 発信 くらし安全推進課 県消費者センター	災害時等において、正確な情報の収集を行うととも に、可能な通信手段を活用して、生活関連情報の 迅速な発信に努めます。
9	災 害 等 に 便 乗 し た 消費者被害の防止 くらし安全推進課 県消費者センター	災害後に起こり得る消費者トラブルや悪質商法の 被害などに対して、県のホームページや広報紙等 を通じた注意喚起に努めます。